

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係)</p> <p>(1) 住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項の証明手数料 1通につき 300円</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 印鑑登録証明書手数料 1枚につき 300円</p> <p>(3)の2～(17) 省略</p> <p>(18) 租税その他公課に関する証明手数料 1税目1年度につき 300円</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係)</p> <p>(1) 住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項の証明手数料 1通につき 300円(多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用した交付にあつては、1通につき200円)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 印鑑登録証明書手数料 1枚につき 300円(多機能端末機を利用した交付にあつては、1枚につき 200円)</p> <p>(3)の2～(17) 省略</p> <p>(18) 租税その他公課に関する証明手数料 1税目1年度につき 300円(多機能端末機を利用した交付にあつては、1税目1年度につき 200円)</p> <p>以下省略</p>

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 省略 (自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電子通信回路で接続された専用端末機(以下「自動交付機」という。)に印鑑登録証及び暗証番号(暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。)を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、あらかじめ電子計算機に組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。</p>	<p>第1条～第13条 省略 (自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電子通信回路で接続された専用端末機(以下「自動交付機」という。)に印鑑登録証及び暗証番号(暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。)を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、あらかじめ電子計算機に組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</u></p> <p>第14条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に、行政</p>

第15条 省略

(印鑑登録の証明)

第16条 市長は、第13条第3項又は第14条第2項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。

2 省略

(暗証番号の登録等)

第17条 第14条の規定により印鑑登録証明書の交付の申請をしようとする者は、市長に暗証番号の登録の申請を行うものとする。この場合において、代理人による申請は認めないものとする。

2 第5条の規定は、暗証番号の登録の申請があった場合に準用する。この場合において、同条第1項中「印鑑登録」とあるのは「暗証番号登録」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。

(暗証番号の管理)

第18条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた者(以下「暗証番号登録者」という。)は、登録を受けた暗証番号を他に漏らしてはならない。

(暗証番号の変更)

第19条 暗証番号登録者は、その登録を受けた暗証番号(以下「登録暗証番号」という。)を変更しようとするときは、市長に登録暗証番号の変更の申請をしなければならない。この場合において、代理人による申請は認めないものとする。

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及び暗証番号を使用し必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、使用する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、あらかじめ多機能端末機に組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。

第15条 省略

(印鑑登録の証明)

第16条 市長は、第13条第3項、第14条第2項又は第14条の2第3項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。

2 省略

(自動交付機による暗証番号の登録等)

第17条 第14条の規定により印鑑登録証明書の交付の申請をしようとする者は、市長に暗証番号の登録の申請を行うものとする。この場合において、代理人による申請は認めないものとする。

2 第5条の規定は、暗証番号の登録の申請があった場合に準用する。この場合において、同条第1項中「印鑑登録」とあるのは「暗証番号登録」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。

(自動交付機による暗証番号の管理)

第18条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた者(以下「暗証番号登録者」という。)は、登録を受けた暗証番号を他に漏らしてはならない。

(自動交付機による暗証番号の変更)

第19条 暗証番号登録者は、その登録を受けた暗証番号(以下「登録暗証番号」という。)を変更しようとするときは、市長に登録暗証番号の変更の申請をしなければならない。この場合において、代理人による申請は認めないものとする。

2 第5条の規定は、前項の登録暗証番号の変更の申請があった場合に準用する。この場合において、同条第1項中「印鑑登録」とあるのは「登録暗証番号の変更」と読み替えるものとする。

(暗証番号廃止の申出)

第20条 暗証番号登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに自ら市長に申し出なければならない。

- (1) 登録暗証番号を廃止しようとするとき。
- (2) 登録暗証番号を忘失したとき。
- (3) 登録暗証番号の漏えいがあったとき。

2 第3条ただし書の規定は、前項の登録暗証番号を廃止する場合に準用する。

以下省略

2 第5条の規定は、前項の登録暗証番号の変更の申請があった場合に準用する。この場合において、同条第1項中「印鑑登録」とあるのは「登録暗証番号の変更」と読み替えるものとする。

(自動交付機による暗証番号廃止の申出)

第20条 暗証番号登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに自ら市長に申し出なければならない。

- (1) 登録暗証番号を廃止しようとするとき。
- (2) 登録暗証番号を忘失したとき。
- (3) 登録暗証番号の漏えいがあったとき。

2 第3条ただし書の規定は、前項の登録暗証番号を廃止する場合に準用する。

以下省略